

国海員第 199 号
令和元年 10 月 16 日

交通政策審議会

会長 古賀 信行 殿

国土交通大臣
赤羽 一嘉



交通政策審議会への諮問について

船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 110 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第 336 号

船員法施行規則の一部を改正する省令案について

諮問理由

船員法施行規則（昭和 22 年運輸省令第 23 号）の一部を別紙に従って改正することについて、船員法第 110 条の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

(別紙)

第一 船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部改正関係

船員法の適用される船舶（専ら平水区域等において従業する漁船を除く。）の船長が、酒気を帯びている者を航海当直に当たらせてはならないこととするため、所要の改正を行う。